

金融機関経営者の融資責任 ～最判平成20年1月28日 (北海道拓殖銀行事件)から～

弁護士 永井 弘二

第1 はじめに

今年(2008年)1月28日、株式会社整理回収機構(RCC)による北海道拓殖銀行(拓銀)の旧経営陣に対する損害賠償訴訟の最高裁判決が2件言い渡され、RCCが勝訴しました(もう1件の最高裁での争点は時効のみでしたのでここでは割愛します。)

銀行の役員は株式会社の取締役等として、会社に対して善管注意義務、忠実義務を負います。したがって、会社の不利益になるようなことをすると、会社に対する損害賠償責任が生じます。これまでの最高裁判決でこうした取締役の会社に対する損害賠償義務が認められた事例としては、東京都観光汽船株主代表訴訟(最判平成12年9月28日金融商事1105p16)や、蛇の目ミシン株主代表訴訟(最判平成18年4月10日判時1936p27)などがありますが、金融機関役員の融資責任が最高裁で判断されたのは、今回の件が初めてではないかと思われます。

この訴訟は、破綻した拓銀の事業譲渡を受けたRCCが、拓銀の旧経営陣に対して損害賠償請求したものです。新聞報道等によると、RCCは合計5件の訴訟を提起しており、確定した賠償総額は約101億円にのぼって、破綻した金融機関の責任としては過去最高だということです。

金融機関を筆頭に、企業のコンプライアンス確保が強く求められている現状において、1つの参考になる判例だと思われます。

第2 事案

1 1つ目は、株の仕手戦を行っていた会社(B社、C社)が、その資金調達のために、B振出の他行払い小切手をCが拓銀に持参し、拓銀はBの他行での預金残高が不足していることを知りながら、同小切手を受け取ってCに同金額を支払い、それを他行に送金して、その前に振り出していた同様の小切手の決済資金に充てるということを繰り返した(「過振り」と言うそうです。結果として小切手が拓銀の元に残ります。)。この金額が増大していき48億円余りとなった。実質的には拓銀がBに

無担保で融資したのと同じ結果となる。これ自体が極めて由々しい問題であるため、事態を知った経営陣は、Bから担保を徴求しようとしたところ、Bはさらに20億の融資を要求してきた。Bは直ぐにも手形不渡りを出しそうな状況であり、担保を徴求しないと48億円あまりの回収が覚束ないこと、Bの担保評価は、電話で「更地評価で構わない」と依頼して2日ほどで口頭報告を受けた鑑定士の更地評価によれば155億となるということなどを根拠に(但し、資料等は一切無く口頭での確認)、経営陣は20億の追加融資に踏み切った。しかし、実際の担保評価はせいぜい30億足らずであったというもの。

2 2つ目は、拓銀が、北海道を中心にリゾート開発等を行っていた企業のメインバンクとなって同企業の育成をしていくとの方針のもと行った3つの融資の責任が問題となった。

最初の融資は、同企業の第三者割当増資において、これを引き受ける関連会社に対して総額170億余りを融資したもので、担保は、同企業の株式と代表者の保証のみであった。この直前において拓銀は同社のリゾート開発資金として100億円足らずの融資残高があった。

2番目の融資は、同社に対する債権が日銀審査でS分類(延滞等や資産価値に瑕疵が生じているもの)に該当する懸念があると指摘される状況下において、さらに160億円を追加融資したものの。

3番目の融資は、同社のリゾート事業が会員権の売れ残り、キャンセル等によって破綻に瀕しており、拓銀の融資残高も2500億にのぼり、1900億の保全不足が生じている中で、同社の破綻は不可避であると認識しながら、リゾート事業に対する責任や連鎖倒産を避けるという目的のもと、さらに409億円を融資したというもの。

第3 判決

1 1つ目について最高裁は、過振りの結果48億円余りの無担保債権を有することになり、C、Bは過振りを継続するか別途融資を受ける以外には仕手戦を継続できず返済見通しがなかったという不健全な貸付先だったのであるから、原則として追加20億の融資には応ずるべきではなかった、追加融資の合理性が認められるとすれば徴求担保に十分な余力がある場合であるが、本件では杜撰な審査しかせず、担保余力の調査を十分に行ったとは言えず、追加融資について経営陣の責

任は免れないとした。

- 2 2つ目の事件の内、第2融資については高裁も認めたため、第1、第3融資についての判断となっている。

第1融資については、同融資の担保は同社の株式と代表の保証しかなく、これらは同社の業績に依存するものであると共に、株式が値上がりしても、これを一挙に売却した場合には株式価格の値崩れは避けられないにもかかわらず、そうしたことについて検討した形跡が見られないことなどから、170億余りの巨額の融資を行うにはその保全措置が極めて不十分であったとした。

第3融資については、既に破綻に瀕していた企業の延命を図るためのものに過ぎず、徴求した担保も大幅に不足しており、回収見込みがなかったことは明らかであって、この融資判断は著しく不合理であるとした。

そして、こうした第1、3融資についても経営陣の責任は免れないとした。

第4 若干の検討

- 1 本判決は、おそらく金融機関の役員について、融資判断の責任を認めた最初の最高裁判決だと思われる。

いわゆるバブル経済崩壊後、住専や長銀等の政府系金融機関をはじめ、RCCは、破綻金融機関における経営陣の責任追及をしてきました。

こうした金融機関経営陣の融資責任のリーディングケースとなった判決は、おそらく長銀事件における東京地裁平成14年4月25日判決(判タ1098p84)、同平成14年7月18日判決(金融商事1155p27)ではないかと思われます。

この判決において東京地裁は、概ね、融資判断にあたっては、経営陣の事業判断の裁量性を認めつつ、「当時の状況に照らして合理的と考えられる情報収集、分析、検討がなされたか否か」、「その情報収集、分析、検討を前提とする推論過程及び内容が明らかに不合理なものであったか否か」を基準として、その責任(善管注意義務・忠実義務違反)があったか否かを判断するという枠組みを示しました。

その上で、平成14年4月25日判決においては、リゾート開発における追加融資の事案で、危機に瀕した企業に対する追加融資は、これをしない場合との比較考量のもと、追加融資を実行することにより全体としての利益が期待し得る場合のみ許

されるとして、経営陣の責任を認めました。

これに対し、平成14年7月18日判決においては、短期的な資金ショートをカバーするための短期融資事案において、回収可能性の判断には合理性があるとして経営陣の責任を否定しています。

同じ判断枠組みを示しつつ結果が異なったわけですが、基本的には回収可能性の判断が不合理であったか否かが最大の境目になったものと考えられます。

- 2 今回の最高裁判決も、基本的には、こうした回収可能性の判断が不合理であったか否かを事案に即して判断したものです。

経営陣の事業遂行における裁量について、東京地裁は上記のように判断枠組みを示しましたが、最高裁判決では、そこまで明確に示されることはありませんでした。

ただ、最高裁の判断は、いずれも融資判断は、「一般に銀行の取締役に期待される水準に照らし、著しく不合理」としていますので、基本的には東京地裁の判断枠組みと同様の判断基準になると考えられます。

- 3 こうした金融機関の経営陣の融資判断についての責任の事案を見ていると、その場その場におけるせっぱ詰まった状況での判断であり、ともすると、どうしても目の前の危殆に瀕した企業の延命を図ろうとの意図が働きやすくなるのが分かります。確かに、追加融資等を打ち切ることは、その企業の死命を制することになるため、それまで融資を継続してきた自らの責任を明確にしてしまうという意識が働くことや、あるいは純粋に人情としても、行いにくいことなのかもしれません。

こうした金融実務の世界における感覚に対して、強い警鐘を鳴らしたのがこれら一群の判例ではないかと思います。金融機関のコンプライアンス確保のためには、やはりあくまで全体的、総合的な考察と共に自らの責任を潔く認める勇気も求められる場面があるということなのでしょう。

以上